基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年一月三十日を基準日と定め、同日午後六時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年一月十五日

京都市南区吉祥院南落合町三番地
株式会社ムラタ
代表取締役　村田　純一

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年一月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年一月十五日

香川県高松市サンポート一番一号
雌雄島海運株式会社
代表取締役　山下　周市

合併につき株券提出公告

当社は、株式会社ＬＩＸＩＬグループと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成三十年三月二日までに当社にご提出下さい。

平成三十年一月十五日

東京都江東区大島二丁目一番一号
ＧｒａｃｅＡ株式会社
代表取締役　瀬戸　欣哉

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である二渡良康が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年一月十五日

東京都港区浜松町一丁目八番六号ダンテック・ダイナミクス株式会社内
デグリーコントロールズインク
日本における代表者
ジャネット・バーブックルズ

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である三品貴仙が退任することに対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年一月十五日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号
パシフィックハイツエンタープライゼス
カンパニーリミテッド
日本における代表者　三品　貴仙

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である須佐孝文が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年一月十五日

東京都渋谷区神宮前六丁目二八番九号
Ｗｏｒｄ　Ｃｏｎｎｅｃｔｉｏｎ
日本における代表者　須佐　孝文

限定承認公告

本籍東京都港区南青山七丁目一八〇番地、最後の住所東京都品川区八潮五丁目一二番六九―八一六号　被相続人　亡　日髙　詳介

右被相続人は平成二十九年八月一日から同年八月十日までの間に死亡し、その相続人は平成三十年一月四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十五日

東京都世田谷区玉川二―九―一〇―二〇二
相続財産管理人　日髙　康介

限定承認公告

本籍徳島県徳島市徳島本町三丁目九番地、最後の住所徳島県徳島市中徳島町一丁目四八番地　被相続人　亡　比松　榮祐

右被相続人は平成二十九年二月一日死亡し、その相続人は平成二十九年十二月四日徳島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十五日

徳島市八万町中津浦二三番地の三
相続財産管理人　比松　秀勝

提出不能株券に関する異議申述公告

当社が、特別支配株主からの株式等売渡請求につき株券の提出を求めたところ、後記の株主から株券を提出することができない旨の申し出がありました。よって、特別支配株主がこれらの株主に対して株券と引換えでなしに金銭等を交付することに異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年一月十五日

埼玉県越谷市大沢三一七四番地
アピカ株式会社
代表取締役　道姓　文達

当社普通株式

券別	枚数	記号	番号	氏名
千株券	一枚	Ｇは	四六二	戸邉建一郎
千株券	一枚	Ｇは	四六三	戸邉建一郎
千株券	一枚	Ｊは	四六	戸邉建一郎
百株券	一枚	な	二二一九	荒牧　眞
百株券	一枚	な	二二二〇	荒牧　眞
百株券	一枚	な	二二二一	荒牧　眞
百株券	一枚	な	二二二二	荒牧　眞
百株券	一枚	な	二二二三	荒牧　眞
百株券	一枚	な	二二二四	荒牧　眞
百株券	一枚	な	二二二五	荒牧　眞
百株券	一枚	な	二二二六	荒牧　眞
百株券	一枚	な	二二三五	荒牧　進
百株券	一枚	な	二二三六	荒牧　進
百株券	一枚	な	二二三七	荒牧　進
百株券	一枚	な	二二三八	荒牧　進
百株券	一枚	な	二二三九	荒牧　進
百株券	一枚	な	二二四〇	荒牧　進
百株券	一枚	な	二二四一	荒牧　進
百株券	一枚	な	二二四二	荒牧　進

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千七百五十八万三千二百十円減少することにいたしました。

効力発生日は平成三十年二月十六日です。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年十一月二十八日

掲載頁　八十一頁（号外第二五六号）

平成三十年一月十五日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
ＳＣＧ２９特定目的会社
取締役　滝澤　弘子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一円減少することにいたしました。

効力発生日は平成三十年三月一日です。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年十一月二十八日

掲載頁　八十一頁（号外第二五六号）

平成三十年一月十五日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
ＳＣＧ２９特定目的会社
取締役　滝澤　弘子

正誤

平成二十九年十月二日（号外第二百十三号）農林水産省告示第千五百二号（主要農作物種子法を廃止する法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示）

（原稿誤り）

一七ページ改正後欄中一四行目「割合（稲、麦類及び大豆にあっては粒数割合、野菜にあっては重量割合とする。）」は「重量割合」の誤り。

同ページ改正前欄中一三行目から一四行目「重量割合」は「重量割合」の誤り。

一九ページ一三行目「五〇％異常」は「五〇％以上」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
六二	一	一五	上に	上部に
〃	〃	終りから一八	〃	〃
〃	〃	四	〃	〃
一〇一	一	一二	（物見埼）	（物見埼）
一五二	一	一～一二	キローメートル	キロメートル
六三	一	終りから二一〇	宮崎市	宮崎港
〃	〃	〃七	〃	〃

平成二十九年十二月五日（号外第二百六十三号）海上保安庁告示第四十九号（航路標識に関する件）

（原稿誤り）

平成二十九年八月十五日海上保安庁告示第二十九号（航路標識に関する件）

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月十二日付特第一号二ページ
達第七号七二ページ

―ジ●同月十五日付第七号六四ページ●同日付政府調

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）